

仙台市監査委員公告第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、一部を除き「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 9 日

仙台市監査委員	加 藤 邦 治
同	岩 渕 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	小野寺 利 裕

第 1 請求のあった日

令和 8 年 5 月 11 日

第 2 請求人

1 名

第 3 請求の概要

1 請求の趣旨

仙台市立 A 中学校（以下「A 中学校」という。）において実施されている「入学前の部活動制限に関する書面配布」及びそれに起因する「不当な指定学校変更（転校）の常態化」について、住民監査請求をする。

2 請求の理由

（1）行政手続の違法・不当性

A 中学校は、公立義務教育諸学校の応諾義務に反し、非公式な書面（部活動制限への同意）を実質的な入学条件として児童・保護者に強いている。これは公立学校としての受入義務及び児童の学習権を不当に制限する行為であり、憲法第 26 条及び教育基本法並びに行政手続法上の信義則に著しく違反する。

（2）教育機会の不平等と不作為

隣接校では生徒の要望に応じた柔軟な活動保障が行われている一方、A 中学校長は「学校の事情（教員の負担等）」などを理由に、文部科学省が推奨する緩和措置（外部引率による大会参加承認等）の検討を一切拒絶している。これは、

生徒の最善の利益よりも組織の都合を優先させた裁量権の濫用及び管理職としての不作為である。

(3) 行政リソースの浪費と具体的実害

令和2年度より、校長自ら「部活動を理由とした転校生が発生している」と認める状況を放置している。これにより、本来不要な指定学校変更手続き（公務員の人件費浪費）が発生しているのみならず、保護者への経済的負担や通学上の安全リスク増大といった具体的実害を是認しており、行政運営の非効率を招いている。

3 事実の補足（直近の経緯）

(1) 令和8年4月28日

A中学校校長室にて協議。校長は、請求人の配偶者に対し、本運用によって毎年数名の生徒が部活動を理由に転校を余儀なくされている事実を明確に認めながらも、是正ではなく「転校も一つの考え」と解決策を外部に転嫁し、自校における不適切な運用を是認する立場を表明した。

(2) 令和8年5月8日

電話協議にて、校長は「教育委員会への照会」を理由に回答期限を5月18日まで延長する旨の申し出を行った。大会申込期限の緊急性及び対面協議時からの進展がない現状に鑑み、校長自らの意思決定権の放棄及び説明責任の回避であると判断し、本請求に至る。

4 監査により求める措置

A中学校における不当な書面配布の即時撤廃及び生徒の活動機会を不当に制限している運用全般の是正。

本来不要な指定学校変更手続き（公務員の人件費浪費）の改善。

5 外部機関への報告及び広域的な是正申し立てについて

請求人は、本件における学校運営の不透明性及び教育機会の不当な制限が、本市の行政運営のみならず、憲法及び教育基本法に抵触する重大な懸念があると判断している。

したがって、本監査の結果及び本市の対応如何によっては、既に準備を進めている「総務省行政評価局（きくみみ）」への行政苦情申し立て及び「法務局（人権擁護部）」への人権救済相談を速やかに実行し、国家機関による客観的な調査と是正勧告を求める。本市には、外部機関による介入を招く前に、自浄作用に基づいた厳正な監査及び速やかな是正を強く求める。

〔事実を証する書面〕

- ・「部活動再編について」と題する、A中学校より、当該校入学予定の小学校第5学年及び第6学年の児童の保護者あてに配布された文書（請求人からは「令和8年度版」とされているが令和5年10月19日付のもの）
- ・令和8年4月28日のA中学校長と請求人の配偶者との面談協議記録
- ・令和8年5月8日のA中学校長と請求人との電話協議記録

（注）事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第4 法第242条第4項に基づく停止勧告の可否

請求人は、住民監査請求書において、A中学校が、時期を限定して活動する部活動（特設部）を設置しないこと等を記載した書面を入学予定児童の保護者に配布し、当該書面により示された部活動の制限への同意を実質的な入学条件としているとして、その違法性を主張した上で、これにより本来不要な指定学校変更や転校の手続きが生じて、本市職員の人件費の浪費が発生していると、その改善を求めている。

この点、職員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和26年仙台市条例第65号。以下「給与条例」という。）により定められているところ、職員が勤務しないときはその時間に応じて給与を減額する定めはあるものの、それ以外には、個別具体の事情に応じて給与の減額を行う定めは見当たらない。請求を受けて間もない段階では、A中学校に係る指定学校変更や転校の手続きの発生が人件費の額に実際に影響しているのかどうかも不明瞭である。

そうすると、直ちに本件人件費の支出が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは言えず、また、回復の困難な損害が生じるおそれが認められずこれを避けるために緊急の必要が生じるものでもないことから、法第242条第4項に基づく暫定的停止勧告は行わないことを決定した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

本件監査請求について、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年6月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は請求の要旨の補足として「請求人意見陳述書」の提出により概ね以下のような陳述を行うとともに、新たな証拠の提出を行った。

本件監査請求は、単なる生徒の部活動の参加資格や教育方針を巡る主観的な論争ではなく、教育委員会が法的根拠のない「マイルール」に固執し、組織的な職務不作為及び不当な引き延ばし行為を行った結果、本来発生する必要のなかった行政コスト（人件費等の公金）を浪費し、さらにその不都合な証拠を組織的に隠蔽しているという、行政の著しいガバナンスの崩壊に対する財務会計上の弾劾である。これは、法が定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という大原則及び公金の適正な管理運用の義務に照らし、著しく違法かつ不当な公金の浪費に当たると断言せざるを得ない。

まず、教育委員会及びA中学校は2年数ヶ月にわたり「内部ガイドラインの制限があるから中総体（仙台市中学校総合体育大会をいう。以下同じ。）へのエントリーは不可能」と頑なに主張し、その対応のために膨大な会議、書類作成、電話対応等を繰り返してきた。しかし、請求人が監査請求を提起するや否や、中総体の申込期限当日である5月28日に、何らの付帯条件なく申込手続きを完了させた。この事実は、従前の「不可能」という説明に法的根拠がなかったことを示しており、これまで費やされた行政コストは本来不要な不経済支出である。

次に、前記申込後、勤務時間外に及ぶ電話連絡が請求人に対し複数回行われたが、これは監査請求の取り下げ等の交渉を目的としたものと考えられ、こうした「自己保身業務」に対して時間外勤務手当が追加で不当に支出されている。適正に業務が遂行されていれば発生し得なかった支出であり、財務会計上の違法・不当行為である。

さらに、請求人が行った公文書開示請求に対し、教育委員会は、請求に係る公文書（A中学校との協議記録等）の存在について、特定及び収集に時間を要するとして決定期限延長の通知をしたが、これは、開示対象の公文書が確実に「存在している」ことを自ら公式に認めた決定に他ならないにもかかわらず、本件監査請求の陳述の直前になって「公文書は存在しない」とする不開示決定を行った。これらは致命的に矛盾しており、いずれか一方が明白な虚偽である。特に学事課は、請求人に対し、指定学校変更申請については通し番号を振って管理しており1年に2,000件ほどあると説明していながら、不開示理由として「書面で統計は存在しない」と言い切っており、虚偽である。情報公開制度を悪用して矛盾した通知を捏造・発行させた職員の行為は、明白な職務怠慢であり、隠蔽業務に費やされた人件費・郵送コストは不当な公金支出である。

加えて、A中学校及び教育委員会は、生徒を部活動や中総体から排除・制限するための内部規定や廃部基準、保護者向け説明文書の作成・維持・配布に多大な時間と人件費・印刷費等を投入してきたが、教育基本法及び学校教育法が定める教育の機会均等を阻害するような「マイルール」を構築・維持するために税金が浪費されている点でも財務会計上の不当性がある。そして本件は、当

該中学校に限られた特殊事案などではなく、仙台市の教育行政における氷山の一角、すなわち構造的な闇であると思われる。先ほど申し上げたことこそが、市内の多くの中学校において同様の法外な「マイルール」が構築され、そのために市民の血税である人件費が市全体で不当に浪費されていることの証拠であり、教育委員会が陳述直前に慌てて不開示通知を送りつけてきた真の理由は、市内の他校における同様の違法な排除実態や教育委員会の全庁的な職務怠慢が全て芋づる式に露呈してしまうことを恐れたからであると認識している。

以上より、本件は自己保身と証拠隠蔽のために公文書の矛盾発行や情報公開制度の悪用を厭わない教育委員会の、著しい職務怠慢とそれに伴う莫大な公金の浪費という財務会計上の重大な問題である。中総体への申込完了により「実利は与えたのだから一件落着である」と事態の幕引きを狙っているようだが、過去の支出及び現在進行中の支出の違法・不当性は解消されていない。

監査委員に対しては、関係職員の勤務時間管理記録（タイムカード等）、時間外勤務手当の支給実績、2,000件の申請書についていつ誰がどの方針に基づいて確認したかという決裁文書等を精査するよう求める。人件費の不当な消化につき徹底的に調査し、是正勧告及び該当職員の処分を行うよう強く求めるものである。

請求人からは、以上のほか、指定学校変更申請の件数に係る教育委員会の説明には「数理的破綻」がある、請求人が行った公文書開示請求に対し「公文書不存在」との決定がなされたのは「情報公開条例違反（不当隠蔽）」である等の指摘を行った上で、これらを「重大なガバナンス崩壊」とし、監査委員がこれを看過して不当な幕引きを図らないよう求める旨の上申書が提出された。

また、総務省の行政相談を利用したところ「自治事務」についてはその権限では対応できない旨の回答があったことから、本件につき是正を求めることができる公的機関は「地方自治法」上、監査委員以外に存在しないとの「法理的状況」が生じていること、公文書開示請求に係る事務処理につき「著しい財務・事務コストの浪費（公金の不経済）」「財政的・組織的な公金の不経済・損害」が生じていること、法務局により人権侵犯事案として調査が開始されたが、他機関の動向を理由に監査委員が判断を保留・遅延させる言い訳は法律上通用しないこと等を指摘した上で、教育委員会における事務プロセス等を徹底的に糾明し、速やかに是正勧告を行うよう求める旨の補充書面が提出された。

〔新たな証拠〕

- ・請求人からの「部活動運用の適性化および緩和措置に関する申入書」に対するA中学校からの回答書面（令和8年5月27日付、A中学校長名）
- ・本市の勤務時間外に本市職員から請求人あてに着信があったことを示す

携帯電話の画面の写し

- ・公文書開示請求に係る決定期限延長通知書（令和 8 年 5 月 22 日付 R8 教環保第 720 号）
- ・公文書開示請求に係る決定期限延長通知書（令和 8 年 5 月 22 日付 R8 教環学第 688 号）
- ・公文書不開示決定通知書（令和 8 年 6 月 2 日付 R8 教環学第 586 号）
- ・公文書不開示決定通知書（令和 8 年 6 月 5 日付 R8 教環保第 828 号）
- ・「令和 7 年度の部活動について」と題する保護者あて通知文書（令和 6 年 9 月 5 日付，A 中学校長名）
- ・「部活動再編についての常設部（運動部）の再検討について」と題する保護者あて通知文書（令和 7 年 6 月 23 日付，A 中学校長名）
- ・総務省の行政相談窓口からの回答メール（令和 8 年 6 月 25 日付，総務省東北管区行政評価局首席行政相談官室）
- ・公文書一部開示決定通知書（令和 8 年 6 月 19 日付 R8 教学児第 608 号）
- ・公文書開示請求に係る料金の納付についての案内文書（令和 8 年 6 月 23 日付，市政情報センター）
- ・人権擁護機関による調査開始の決定に係る通知文書（令和 8 年 6 月 15 日付，仙台法務局人権擁護部）

（注）新たな証拠の内容については，この監査結果への記載を省略した。

2 監査の対象部局 教育局

3 陳述を聴取した職員 副教育長，教育局総務人事部参事兼総務課長，学校環境整備部参事兼保健体育課長，学事課長

4 監査対象事項 本件監査請求の趣旨等を勘案し，A 中学校での「部活動制限」に伴って発生した人件費等の支出が違法又は不当であるかを監査対象事項とした。

第 6 監査結果

本件監査結果については，合議により，次のとおり決定した。
本件監査請求については，請求に理由がないものと認め，これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実経過

令和7年5月11日以降、本市職員については、定められた日に給与の支給がなされている。なお、A中学校に係る、部活動を理由とした指定学校変更等の事務は発生しておらず、当該事務に従事した職員はいない（監査対象期間については2(2)で述べる。）。

2 理由

(1) 法第242条第1項が定める財務会計行為又は怠る事実について

請求人は、本件監査請求は生徒の部活動の参加資格や教育方針を巡る主観的な論争ではないとして、「違法かつ不当な公金の浪費」を問題とする一方で、教育局の説明内容や公文書開示請求への対応をとり上げて重大なガバナンス崩壊である等と述べた上で、本件につき是正を求めることができる公的機関は「地方自治法」上、監査委員以外に存在しないとの「法理的状況」が生じている旨を指摘しているところである。したがって、住民監査請求制度につき、法律上、どのような事柄が監査の対象となるかを改めて確認する必要がある。

この点、法第242条第1項に基づき、監査委員に対し監査を求めることができる財務会計行為又は怠る事実は次の①から⑥のとおりであり、将来の財務会計行為の取扱いを除き、例外を認める定めはない。

- ①公金の支出
- ②財産の取得、管理又は処分
- ③契約の締結又は履行
- ④債務その他の義務の負担
- ⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実
- ⑥財産の管理を怠る事実

本件については、「違法かつ不当な公金の浪費」（具体的には人件費等）がなされているとの指摘が法第242条第1項の「公金の支出」（前記①）に該当すると解されることから、これを監査の対象とするものであり、教育局の説明内容や公文書開示請求への対応それ自体のように、「違法かつ不当な公金の浪費」以外の事柄については、法律上、住民監査請求の対象とはならないものである。

(2) 法第242条第2項による期間制限について

法第242条第2項本文は、同条第1項で定める一連の財務会計行為のあった日から1年を経過したときは住民監査請求を行うことができない旨を定めている。

本件においては、監査請求があったのは令和8年5月11日であるから、1年という期間との関係では、令和7年5月11日以降の公金の支出が監査の対象となる。

この点、法第 242 条第 2 項但書は、正当な理由がある場合はこの限りでないとしている。請求人からは、令和 7 年 5 月 10 日以前の支出につき 1 年を経過する前に住民監査請求を行うことができなかったことにつき「正当な理由」がある旨の説明はなされていないところであるが、A 中学校において部活動の種類に限りがあることは同校による通知文の発出によって繰り返し周知がなされ、かつ、人件費の支出が毎月行われていることは広く知られている事柄であること等を踏まえると、請求人において、1 年を経過する前に住民監査請求を行うに当たって障害となるような事情があったとは認め難いところである。したがって、本件については「正当な理由」があったとは認められず、前記のとおり、令和 7 年 5 月 11 日以降の公金の支出を監査の対象とするものである。

(3) 部活動の設置状況等に起因する公金の支出について

部活動の設置については、国は、「平成 29 年 7 月（令和 6 年 12 月一部改訂）中学校学習指導要領解説_総則編」において、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあるとしているところである。また、国は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）」において、校長が、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置することとしており、本市においても、国のガイドラインに沿って、「運動部活動の方針（平成 30 年 10 月仙台市教育委員会）」を策定している。

ここから、部活動の設置・運営は各学校の裁量に委ねられており、各学校の判断で部活動を実施しないことも可能であることや、各学校の実情に即して適正な数の運動部を設置すべきこと等がわかる。

そうすると、本市の中学校については、例えば A 中学校のように、入学者の減少に伴って教員数が減っているとの事情のもと、部活動の数を少なくするとの対応を行うことは各学校の裁量に委ねられていると言え、仮に、そうした対応に起因して教育局又は当該学校において何らかの事務処理や協議等が発生し、その経費として公金の支出が生じたとしても、それは、前記の国の見解に沿って裁量の範囲内で決定された事柄に端を発するものであるのだから、他の業務の場合と同様に、日々の必要な事務処理等に伴う経費の支出があったものと言え、殊更に公金が浪費されたとの評価にはならないものである。

(4) 人件費について

教育局によれば、A 中学校の就学予定者の保護者から部活動関係の理由による指定学校変更申請は行われていないとのことであり、この点は、今回の

監査の中でも確認しているところである。すなわち、A中学校に係る、指定学校変更の事務処理に伴う人件費はもともと発生していないということになる（教育局からは、A中学校からの、いわゆる転校の事例についても部活動に関係する相談等は確認されていないとされている。）。

この他、制度面で付け加えるならば、支給済みの給与のうち、例えば公文書開示請求への対応など、請求人から見れば「浪費」に当たる部分を特定した上で、該当する職員に給与の一部を返還させるべきかについては、給与条例は、その時々での職務の内容に応じて給与を減額するような制度を設けておらず、したがって、給与の一部を返還させていないことが違法又は不当であるということにはならない。

以上より、前記(3)で述べた点も含め、請求人の指摘する公金の支出が違法又は不当であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。